

社会福祉法人設立認可等協議書添付書類一覧

	添 付 書 類	○印
1	法人設立認可協議書	
2	法人設立趣意書	
3	設立準備会の議事録(※1)	
4	設立代表者への権限の委任状	
5	設立代表者の贈与に係る権限の委任状(設立代表者が寄附者となる場合)	
6	設立代表者の履歴書	
7	施設長予定者の履歴書	
8	役員(理事及び監事)関係書類	
	役員一覧表	
	役員1名につき(1)~(6)の順に綴る。	
	(1) 役員就任予定者の履歴書	
	(2) " 就任承諾書	
	(3) " 身分証明書	
	(4) " 登記されていないことの証明書	
	(5) " 印鑑証明書	
	(6) " 社会福祉法人役員活動状況証明書(活動がある場合)	
9	評議員関係書類(※2)	
	評議員一覧表	
	評議員1名につき(1)~(2)の順に綴る。	
	(1) 役員就任予定者の履歴書	
	(2) " 就任承諾書	
10	施設長予定者が資格要件を満たさない場合(※3) 社会福祉施設長資格認定講習会の受講を証明する書類又は受講誓約書	

(注) 目次として作成してください。添付書類の項目に○印を付けてください。
また、これ以外にも審査上必要な場合、資料を求めることもあります。

※1 設立準備委員会議事録について

設立代表者の選任、代表権の委任、理事・監事・評議員(案)、建設計画及び施設の概要、資金計画、事業計画などを議事内容とし、議長及び署名人2名の署名・捺印による議事録であること。

※2 評議員委員会を設置しない場合については、提出の必要なし。

※3 施設長となる者は、原則として、社会福祉施設長資格認定講習会を受講するものとする。

社会福祉法人を設立しようとする事業者様へ

法人格の取得までは、

1. 事前相談
2. 事前協議（随時）
3. 社会福祉法人設立認可等協議書提出（毎年7月末日〆切）
4. 川越市社会福祉法人認可等審査会審議（審査・承認）
5. 社会福祉法人設立認可申請書提出
6. 社会福祉法人設立認可書交付
7. 法人登記

という流れとなります。

※ 事前相談から認可書交付までに要する期間としては、申請の内容により異なりますが、概ね2～3年程度の期間が必要であると考えて下さい。

【担当課】

川越市役所 福祉部 福祉推進課

TEL 049-224-8811(内線 2511)